

「岡山県地域福祉支援計画」(素案)の概要

計画の位置付け

社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な観点から、市町村における地域福祉計画の策定・推進を支援するもの

計画の体系

基本理念

地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現

重点課題

- ・ 共に支え合う地域づくりの推進
- ・ 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備
- ・ 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

施策の方向

共に支え合う地域づくりの推進

- (1) 支え合いの精神の醸成
- (2) 住民参加の地域福祉活動の推進
- (3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援
- (4) 民生委員・(主任)児童委員活動の充実
- (5) 社会福祉協議会の活動の充実
- (6) 総合的・分野横断的な支援の展開

利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

- (1) 福祉サービスの基盤の整備
- (2) 市町村における包括的な相談支援体制の整備
- (3) 福祉サービス情報の提供
- (4) 福祉サービスの質の確保
- (5) 福祉サービスの利用援助
- (6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

- 1 地域福祉計画の必要性
- 2 盛り込むべき事項
- 3 策定のポイント
 - (1) 住民の参画
 - (2) 地域のとらえ方
 - (3) 目標設定と評価の仕組み
- 4 策定の支援

すべての県民が明るい笑顔で暮らす
「生き生き岡山」の実現

役割分担

- 県……………広域的又は専門的な福祉ニーズに対応。市町村の包括的支援体制づくり等を支援
- 市町村……………住民による地域福祉活動の促進のための環境整備や、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備等
- 住民・民間団体……………地域福祉活動への主体的な参加

3つの重点課題に対応した施策の方向

1 共に支え合う地域づくりの推進

- (1) 支え合いの精神の醸成
 - 普及・啓発
 - 学校教育での推進
 - 多様な交流の推進
- (2) 住民参加の地域福祉活動の推進
 - 住民参加の地域福祉活動の支援
 - 地域福祉活動を支えるリーダーの育成
 - 高齢者の力の活用
- (3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援
 - 住民が参加しやすい環境づくり
 - 活動促進のための環境づくり
 - 活動拠点の機能の充実
 - 愛育委員・栄養委員等の活動の支援
 - 地域課題解決型ビジネスの支援
 - 協働による福祉の推進
- (4) 民生委員・(主任)児童委員活動の充実
 - 研修の充実と連携の強化
- (5) 社会福祉協議会の活動の充実
 - 社会福祉協議会への支援
- (6) 総合的・分野横断的な支援の展開
 - 重層的支援体制構築のための市町村への支援
 - 孤独・孤立対策の推進
 - 医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - 生活困窮者の自立のための支援
 - 子どもの貧困対策
 - 居住に課題を抱える住民への支援
 - 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援
 - 困難な問題を抱える女性への支援
 - ケアラーへの支援
 - 安全・安心の確保に向けた取組の推進
 - 寄付や共同募金等により地域福祉を支援する取組の推進
 - 災害時の支援

2 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

- (1) 福祉サービスの基盤の整備
 - 分野別計画に基づくサービス基盤の整備
 - 共生型サービスの推進
 - 福祉職場への就業・定着の促進
 - 福祉人材の育成・資質の向上
- (2) 市町村における包括的な相談支援体制の整備
 - 岡山県版地域包括ケアシステムの推進
 - 小さな拠点の形成促進
 - 地域における見守り・相談
- (3) 福祉サービス情報の提供
 - 事業者による情報提供
 - 行政による情報提供
- (4) 福祉サービスの質の確保
 - 指導監査の実施
 - 福祉サービスの評価・点検の推進
 - 苦情解決の仕組みの整備と周知
- (5) 福祉サービスの利用援助
 - 日常生活自立支援事業の周知・普及等
 - 成年後見制度の利用促進
- (6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - 心のバリアフリーの推進
 - 情報のバリアフリーの推進
 - 物のバリアフリーの推進
 - ユニバーサルデザイン(UD)の推進

3 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

【地域福祉計画の必要性・盛り込むべき事項・策定のポイント・策定の支援】

社会福祉法に基づき、地域の実情に応じた地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画をすべての市町村で策定されるよう支援